

新・みやぎ財政運営戦略

(平成30～32年度)

平成30年2月
宮城県

目 次

I. 本県の財政状況	1
II. 目標と達成指標	9
III. 取組	11
1 健全で持続可能な財政運営のための取組	11
2 復興の総仕上げと復興後を見据えた課題解決のための取組	18
3 効果額	19
IV. 中期的な財政見通し（平成30年度当初予算ベース）	20
V. 新・みやぎ財政運営戦略の実施にあたって	24

I. 本県の財政状況

1 基本認識

我が県では、平成11年の財政危機宣言以降、投資的経費の抑制、独自の給与・職員数の削減による人件費抑制、徹底した事務事業の見直しなど、絶え間ない行財政改革に取り組み、財政再生団体への転落を回避してきた（図1）。

また、東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、国の特例的な制度や支援を最大限活用するとともに、県の独自財源も積極的に活用し、必要な事業に確実な予算配分に努めてきた結果、災害公営住宅建設やインフラ整備などの復興まちづくりは着実に進んでいる。さらに、仙台空港の民営化など、復旧にとどまらない抜本的な再構築を目指す「創造的な復興」についても、取組の成果が着実に現れてきている。

しかしながら、人件費や公債費などの義務的経費が一般財源の大半を占めるなど、財政の硬直化が常態化している上、今後は県税収入などの地方一般財源総額の大幅な伸びを期待しにくい中、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策など増加が避けられない経費への対応も一層求められることから、県財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くと見込まれる。加えて、平成33年度以降の復旧・復興事業への国の財政支援の動向や、国の地方財政対策をめぐる議論の状況などによっては、財政状況の急激な悪化を招きかねない（図2、3、4）。

我が県では、「宮城の将来ビジョン」（平成19年3月策定、平成29年3月改訂）、「宮城県震災復興計画」（平成23年10月策定。以下、「震災復興計画」という。）、「宮城県地方創生総合戦略」（平成27年10月策定）を策定するとともに、これらの共通の実施計画である「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」を定め、復旧・復興の進捗状況や社会経済情勢の動向を踏まえつつ、震災からの復興に最優先で取り組むとともに、地方創生をはじめとする県政の諸課題解決を進めるなど「宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の達成に向けた施策の展開を図ってきたところであるが、厳しい財政状況が見込まれる状況下にあっても、これらの取組に対して確実に予算措置を行えるよう、歳入確保や歳出削減の取組を引き続き行わなければならない。

さらに、平成30年度からは、震災復興計画における「発展期」の3年間がスタートすることから、復興の総仕上げに向けてラストスパートをかけるとともに、復興後を見据えた取組の実現が求められる。

これらを踏まえ、今後の財政運営は、持続可能であるのみならず、実施計画に基づき、県政に求められる諸課題の解決や、今後の県勢の発展に向けた強固な基盤確保のための施策への重点的な予算配分が可能となるよう、戦略性をもって取り組む必要がある。限られた資源を有効活用するためには、政策効果やニーズが低下した事業は徹底して削減し、政策効果の高い事業に資源を重点化するなど、予算の質の向上が求められる。

図1 宮城県の実行財政改革の取組について



図2 社会保障関係経費の見通し

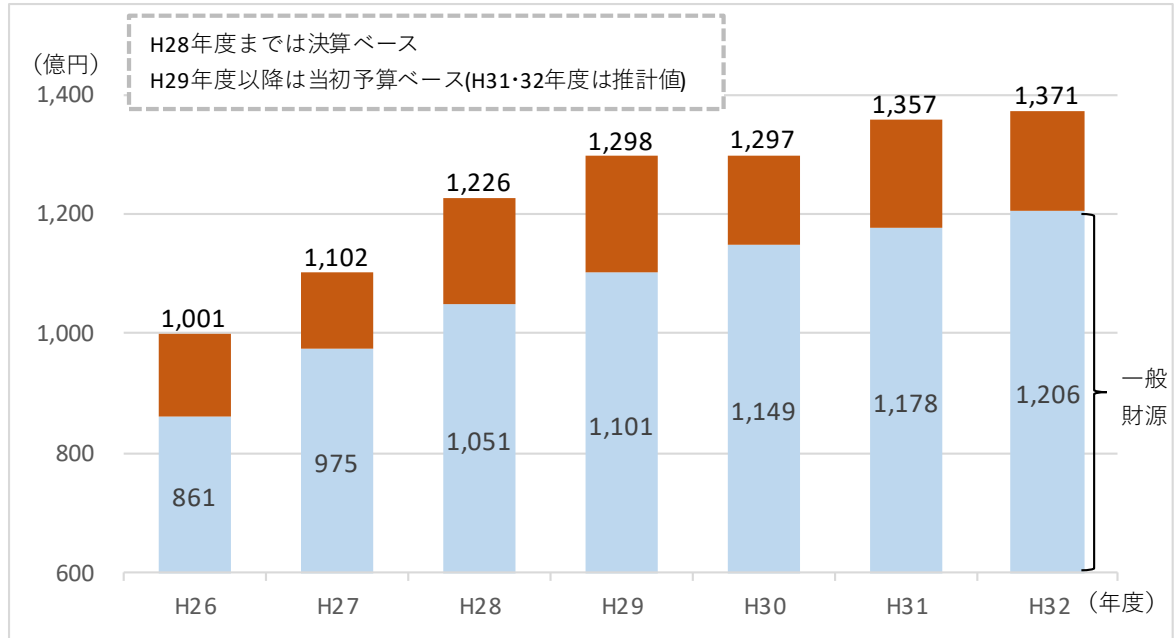


図3 建築年度別延べ床面積の推移【公用・公共用施設】

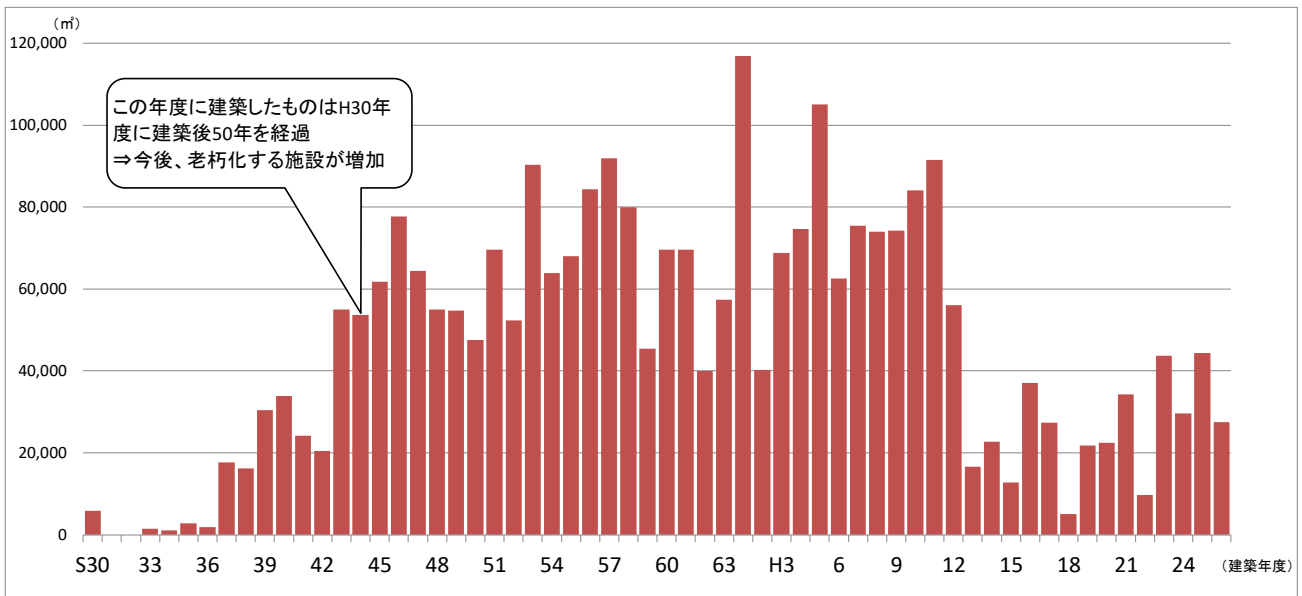
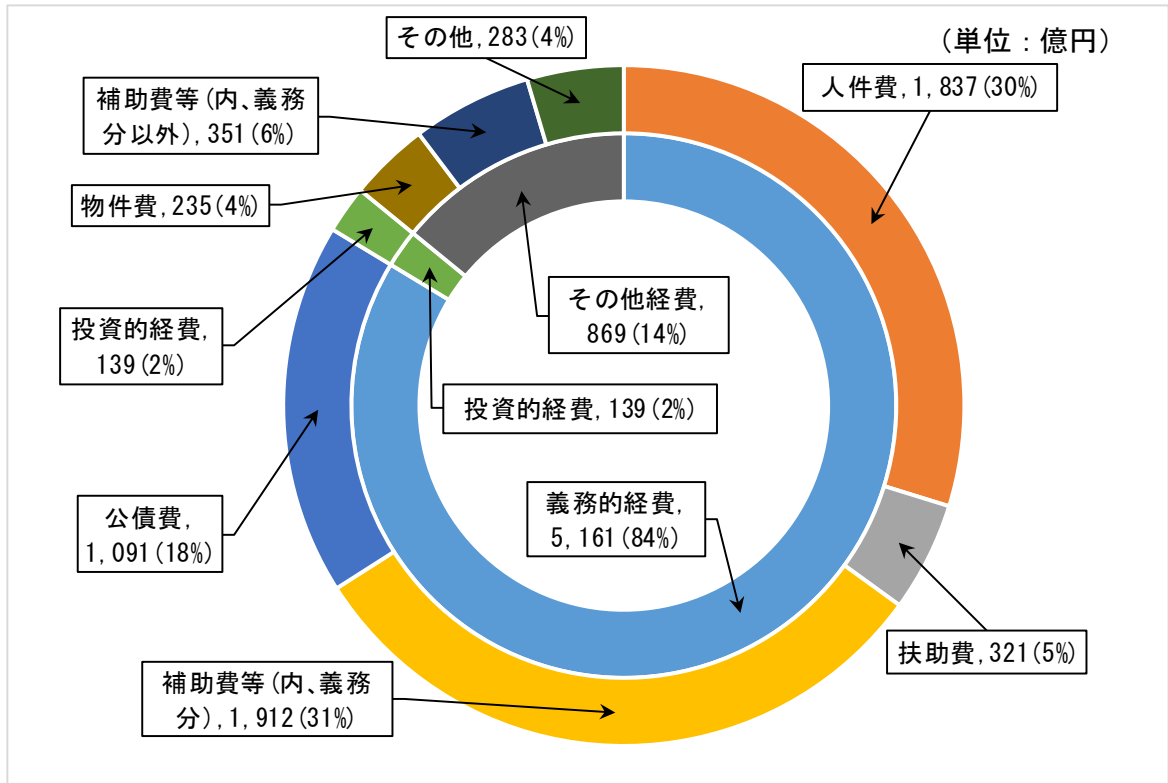


図4 性質別の予算割合（平成30年度当初予算【通常分】・一般財源ベース）



2 みやぎ財政運営戦略の取組結果と達成指標の状況

現行の「みやぎ財政運営戦略」（平成26年度～平成29年度）においては、「財政の健全化と持続可能な財政運営の実現」と「迅速かつ創造的な復興のための予算の重点配分の実現」を目標に掲げ、「実質公債費比率と将来負担比率の安定化」と「プライマリー・バランスの黒字安定化」を達成指標として設定し、その改善と安定に向け、不断の努力をしてきた。

達成指標の推移は図5から図7のとおりであるが、実質公債費比率は、過去に発行した県債の償還ピークが続いていることなどにより微増となったものの、新たな県債の発行抑制の取組などにより将来負担比率は着実に減少したほか、プライマリー・バランスも黒字で推移したことから、一定程度の取組成果が現れたと考えられる。

しかしながら、財政調整関係基金の残高は図8のとおり、平成25年度をピークに減少傾向が続いているなど、総じて県財政を取り巻く環境は楽観視できる状況ではない。

なお、震災後の財政指標等の推移は表1のとおりである。

図5 実質公債費比率の推移

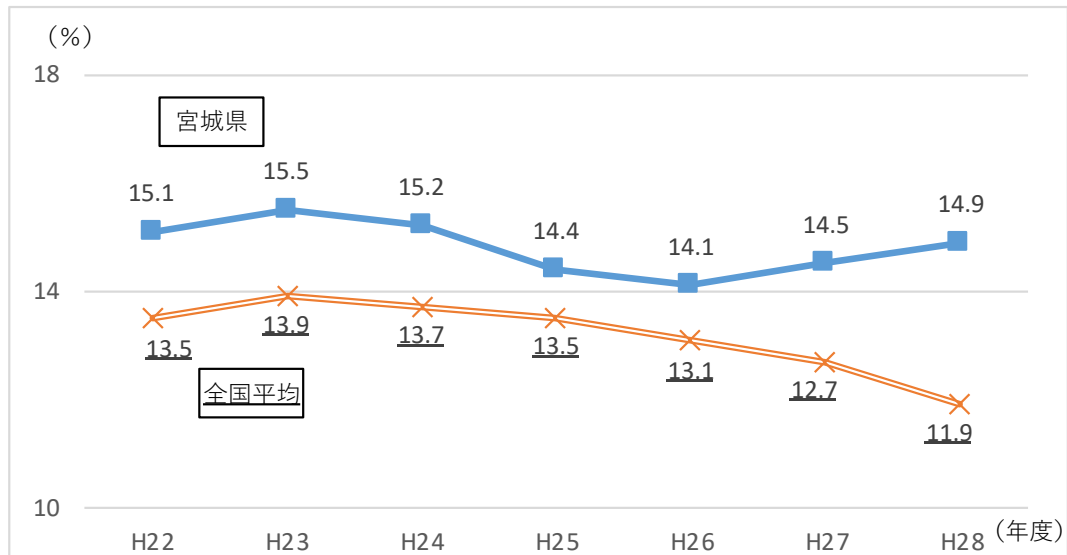


図6 将来負担比率の推移

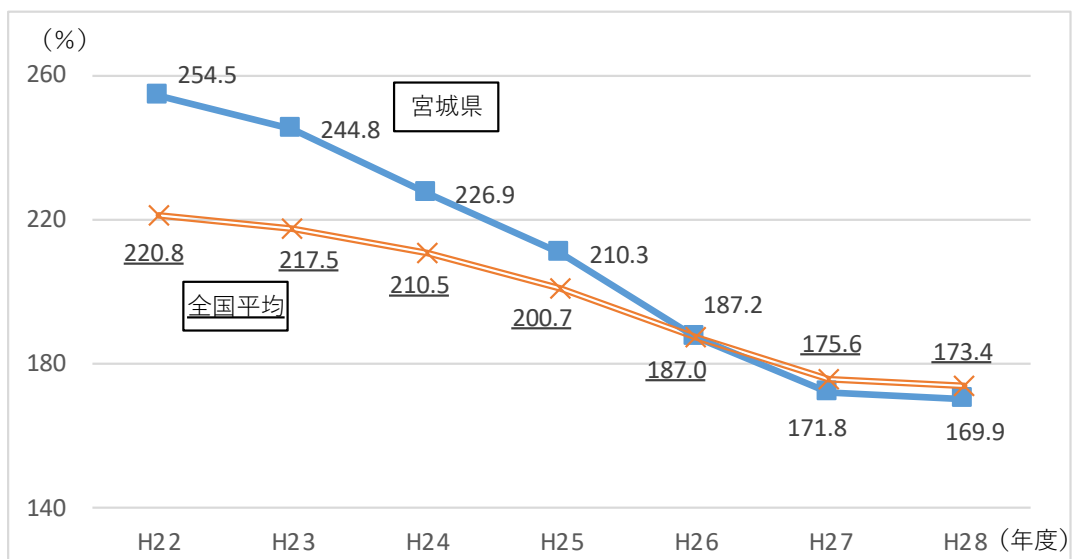


図7 プライマリー・バランスの推移（一般会計、臨時財政対策債除く、元金ベース）

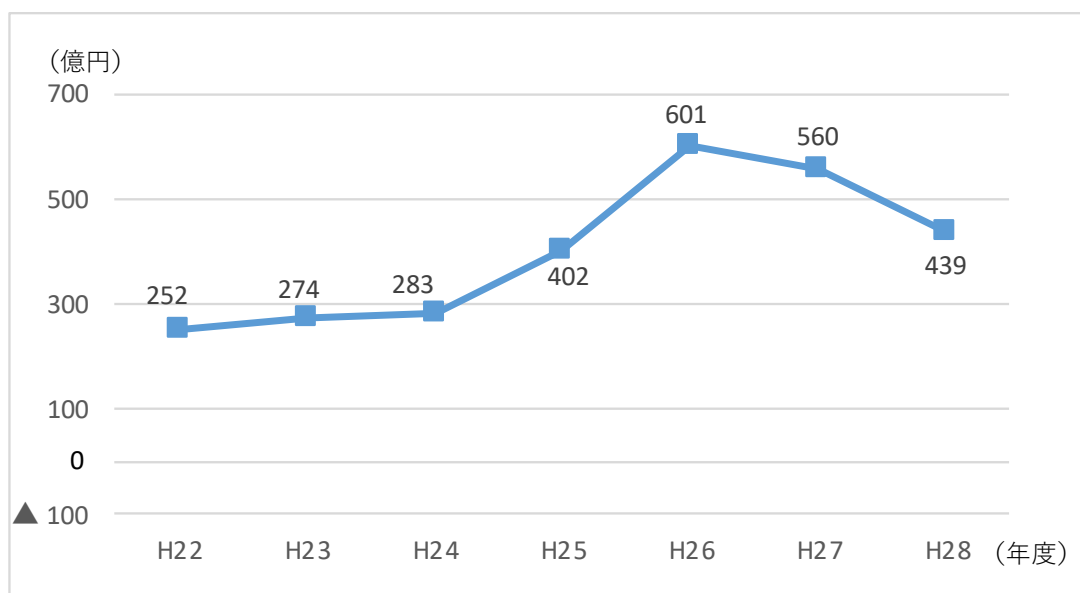


図8 財政調整関係基金の残高の推移

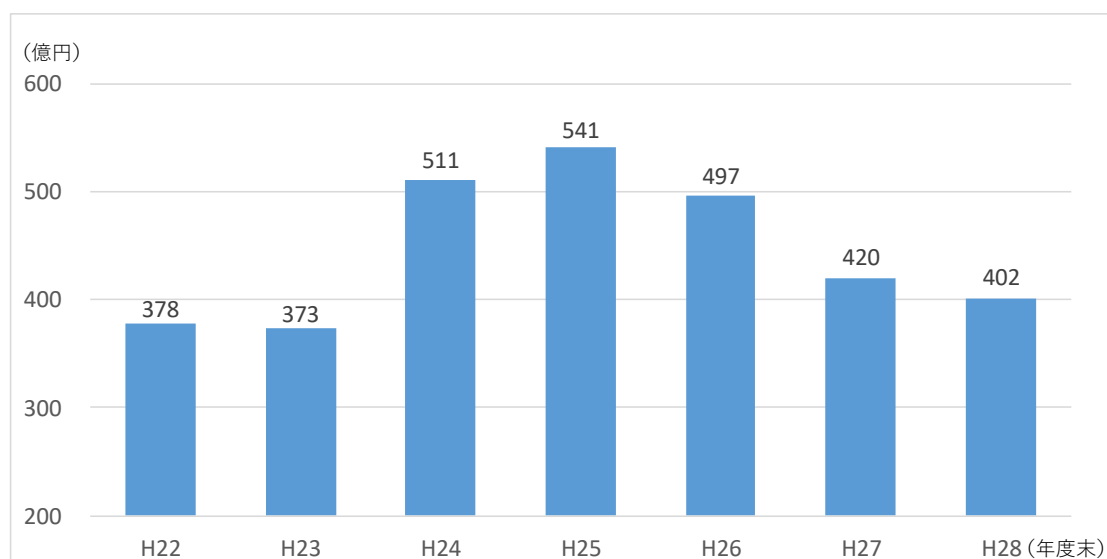


表 1 財政指標等の推移

財政指標等の年度別推移（平成23年度～平成28年度）

財政指標等	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
財政力指数	0.50519	0.50292	0.52562	0.55892	0.59597	0.61443
経常収支比率	93.3 (108.1)	93.1 (108.1)	96.1 (106.7)	98.6 (109.4)	96.3 (107.7)	96.0 (105.3)
	() は、臨時財政対策債・減収補てん債特例分を経常一般財源から除いた比率である。					
公債費負担比率	11.2	11.1	13.7	14.5	14.1	15.0
実質公債費比率	15.5	15.2	14.4	14.1	14.5	14.9
標準財政規模 (単位：百万円)	478,352	482,989	483,606	494,171	507,145	501,639
積立金現在高 (単位：百万円)	361,370	476,711	454,628	398,866	344,716	295,253
うち財政調整関係基金 (単位：百万円)	37,301	51,148	54,130	49,683	42,007	40,158
標準財政規模に対する比率 (財政調整関係基金の比率)	0.76 (0.08)	0.99 (0.11)	0.94 (0.11)	0.81 (0.10)	0.68 (0.08)	0.59 (0.08)
地方債現在高 (単位：百万円)	1,559,991	1,627,968	1,647,491	1,621,249	1,594,749	1,569,899
標準財政規模に対する比率	3.26	3.37	3.41	3.28	3.14	3.13
地方交付税 ＋ 臨時財政対策債 (単位：百万円)	545,004 <64,213>	451,390 <68,305>	308,105 <46,200>	287,711 <47,300>	284,179 <52,729>	280,774 <44,456>
地方一般財源 (単位：百万円)	802,815 <770,484>	741,354 <709,056>	612,555 <580,867>	617,590 <588,646>	652,044 <618,707>	647,428 <613,357>

※ 標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額が含まれている。

※ 積立金現在高、地方債残高、地方交付税＋臨時財政対策債、地方一般財源は、決算統計ベース。

※ 地方交付税＋臨時財政対策債の< >は臨時財政対策債。

※ 地方一般財源には、地方税（地方消費税清算金の歳入歳出差引後）、地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、地方譲与税が含まれる。

※ 地方一般財源の< >は、地方交付税算定ベースの税源移譲額を（ ）から控除したものの。

3 中期見通し（本戦略に掲げる取組を行わない場合）

平成30年度当初予算をベースとして本戦略に掲げる歳入確保・歳出削減の取組を行わないとした場合、平成30年度から平成32年度の間、平成31年に予定されている消費増税を見込んでなお、毎年巨額の財源不足が生じる見込みである（表2）。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「健全化法」という。）においては、標準財政規模に対する一般会計等の赤字額が一定割合を超えた場合、財政運営に多大な制約が課せられることになるため、そのような事態を招くことのないよう、目標を設定した上で財政健全化に取り組むことが必要である。

表2 平成30年度当初予算をベースとした歳入・歳出の推移

（単位：億円）

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
歳入	A	10,981	10,002	9,801
歳出	B	11,233	10,253	9,945
収支	A-B	△252	△251	△144

【参考】健全化法における財政の早期健全化・再生に関する判断比率

○早期健全化基準（赤字額が標準財政規模の3.75%以上）

自主的かつ計画的に財政健全化を図るべき基準。我が県では、赤字額が約188億円（平成28年度決算ベース）を超えると早期健全化団体となる。

○財政再生基準（赤字額が標準財政規模の5%以上）

国の関与の下、計画的な財政再生を図るべき基準。我が県では、赤字額が約251億円（平成28年度決算ベース）を超えると財政再生団体となる。

Ⅱ. 目標と達成指標

(計画期間)

本戦略の計画期間は、震災復興計画の「発展期」と合わせて、平成30年度から平成32年度までの3年間とする。

(目標)

目標1 単年度当たりの収支均衡予算を編成していくことはもとより、財政規律の堅持を通して県民の県財政への不安を可能な限り払拭するとともに、将来に亘って健全で持続可能な財政運営の実現を目指す。

自立的な県政運営が不可能となる財政再生団体への転落を回避するのは当然であるが、我が県では、復興関連需要の減少も想定されることから、適切な歳入見積りと財政需要の把握の下、県債残高の状況や財政調整関係基金残高なども注視しながら、中期的な見通しをもって行財政運営に当たっていく必要がある。

目標2 復興の総仕上げに向けて必要な施策に要する財源の確保に努め、復興の進捗に応じて変化する被災者・被災地のニーズに的確に対応するとともに、復興後も見据えながら、県政の課題解決や今後の県勢発展に向けた基盤強化に資する施策など、優先度の高い施策に対して予算を積極的に配分する。

引き続き、通常分と震災分の予算区分を明確化し、震災分の予算については必要かつ十分な予算を配分するとともに、通常分は、優先度の高い施策や政策効果の高い事業へのシフトを促すなど、予算の質の向上を実現する。

(達成指標)

健全化判断比率及びプライマリー・バランスを健全財政の度合いを示す客観的指標として設定し、その安定推移に向け、本戦略に掲げる取組を着実に実施する。

① 実質公債費比率、将来負担比率の安定推移

健全化法に基づく健全化判断比率のうち、実質公債費比率と将来負担比率について、計画期間中の安定推移を実現する。

なお、健全化判断比率のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、「比率なし」の状況を堅持していく。

② プライマリー・バランスの黒字安定推移

その時点で必要とされる政策的経費などを、その時点での県税収入などでどれだけ賄えているかを示すプライマリー・バランス（臨時財政対策債を除く元金ベース）については、県債発行の抑制に努めることなどにより、計画期間中の黒字安定推移を目指す。

Ⅲ. 取組

1 健全で持続可能な財政運営のための取組

(1) 歳入確保の具体的取組

地方交付税などの先行きが不透明であるが、3年間で212億円の歳入確保を目指し、できる限りの自主財源確保に努める。

①安定した歳入基盤の確立

イ) 県税収入の確保

育成・誘致による県内産業の集積促進や、インフラ整備等を始めとする物流・交流基盤の構築、交流人口の拡大などを通じ、地域経済を活性化するとともに、魅力的な雇用創出を図り、県税収入の増加に繋げていく。

併せて、県税などの納付しやすい環境整備に努める。

また、我が県が独自に課税している、「みやぎ発展税」と「みやぎ環境税」、「産業廃棄物税」については、不断の効果検証を行いつつ、課税目的に沿って必要な事業に積極的に活用していく。

具体策

- ・ 育成・誘致による県内への企業集積の促進
- ・ 道路、港湾、空港など物流・交流基盤の整備と、観光客などの交流人口拡大
- ・ 個人県民税の特別徴収の推進
- ・ 地方税電子申告システムの利用拡大、地方税共通納税システムの導入、ワンストップサービス（OSS）の実施

ロ) 県税収入などの未収金の縮減

県税などの未収金の縮減と発生抑制に向けて、徴収対策を強化・充実する。

具体策

- ・ 県税滞納額縮減対策3か年計画（H28～H30）の着実な実施
 - ・ 県税職員の市町村併任職員制度の活用
 - ・ 差押財産の市町村との合同インターネット公売の実施
 - ・ 支払督促などの裁判所を通じた強制執行の検討
 - ・ 債権回収会社への委託の検討
 - ・ 収入未済額縮減推進会議による関係者間の情報共有
- 【歳入確保額：2億円】

ハ) 使用料などの受益と負担の適正化

受益と負担の適正化を図るため、料金設定のない項目も含め、業務に必要な経費を精査し、適正な料金設定を行う。

具体策

- ・ 業務内容の変更や物価の変動などを適切に反映させるための定期的な料金の見直し
 - ・ 消費税率の引上げに伴う税負担の円滑かつ適切な転嫁
- 【歳入確保額：75百万円】

ニ) 広告掲載・ネーミングライツの一層の充実

県有施設への企業広告の掲載や命名権売却など、これまで実施してきた取組を継続するとともに、対象となる県有施設の拡大を検討する。

具体策

- ・ 駐車場などの県有施設への広告看板の設置
 - ・ 庁内スペースのさらなる活用による広告掲載収入の増加
 - ・ ネーミングライツ導入施設の追加
- 【歳入確保額：4億円】

ホ) ふるさと納税のさらなる活用

寄附金を活用する施策分野や特定事業を明確化するなど、より寄附者の共感を得られるよう工夫し、寄附者の裾野の拡大を図る。

具体策

- ・ 寄附金の使途について、施策分野や特定事業の設定について検討
- ・ 企業版ふるさと納税の寄附獲得に向けた企業への働きかけ

② 県有資産の活用

イ) 未利用地の売却・貸付

利用する見込みのない土地については、これまでも積極的に売り払いや貸付けを行ってきたところであるが、引き続き取組を継続し、可能な限り計画的な売却・貸付を行い、収入を確保する。

具体策

- ・ 多様な手法を通じた処分対象財産の売却推進や未利用地の貸付推進
- ・ 公有財産調整会議の開催などによる利用見込みのない県有地の把握・整理や情報の共有

【歳入確保額：3億円】

ロ) 特別会計・基金の資金活用

各種の特別会計などの資金について、貸付金の償還金などの滞留や余剰がある場合や、弾力的運用が可能な場合には、当該特別会計などの設置趣旨や収支バランスを考慮しつつ、計画的に活用する。

また、県が管理する基金のうち、設置目的や活用計画などを踏まえ、長期的な運用が可能なものについては、債券運用を行い、利息収入の増加を図る。なお、保有する債券は、償還が確実に見込まれるなど安全で、かつ多様な銘柄となるよう留意する。

具体策

- ・ 特別会計内の貸付金の償還金などの滞留分や余剰分の活用
- ・ 基金の債券運用による利息収入の増加

【歳入確保額：5億円】

③特例的な県債の活用

行政改革推進債や退職手当債などの特例的に発行が認められる県債については、償還に当たり後年度の地方交付税措置が無い場合、可能な限り発行抑制すべきものであるが、財源不足の解消や財政調整関係基金の残高確保などに必要と認められる範囲で、プライマリー・バランスにも配慮しながら活用していく。

対象県債

- ・ 退職手当債（退職手当額が平年度の標準額を上回る場合、将来の人件費抑制により財源が確保できる範囲内で充当できる県債）
- ・ 行政改革推進債（行政改革による将来の財政負担軽減により元利償還ができると認められる範囲内で充当できる県債）
- ・ 復興資金手当債（復旧・復興事業の自治体負担相当分に充当できる県債）

【歳入確保額：198億円】

④財政調整関係基金の確保

我が県の財政調整関係基金の残高については、先述のとおり減少傾向にあり、かつ、各年度当初予算編成時には財源不足に対応するための多額の取り崩しを余儀なくされている。

財政調整関係基金は、大規模災害や国の政策変更があった際の安定的な財政運営の観点に加え、被災地ニーズの変化への柔軟な対応や、復興関連需要が次第に減少していくことを見据え、一定の残高を確保する必要がある。このため、歳出予算の節減や歳入増の取組の着実な推進により財源を捻出するとともに、必要に応じて特例的な県債なども活用しながら、残高の確保を図る。

(2) 歳出削減の具体的取組

行政資源の効果的・効率的な配分により、無駄を徹底的に排除し効率化を実現すると共に、民の力を最大限活用した公共サービスの実現により、3年間で84億円の歳出抑制を目指し、財政負担の軽減を図る。

①復興のための人的資源の確保と人件費総額の適正管理

当分の間、震災対応事業の継続が見込まれるため、引き続き被災市町と連携し、必要なマンパワーの確保とともに国の特例的な財源措置を活用した人件費などの配分を行う。

また、定員管理や各種手当の検討などにより、人件費総額を適正に管理していく。

具体策

- ・復興関連事業の職員確保と特例的な国の財政支援の継続要望
- ・適正な定員管理と各種手当の在り方の検討
- ・特定事業主行動計画に沿った時間外勤務時間数の削減

【歳出抑制額：21億円】

②外部委託等の推進

迅速な復興関連事業の実施に向け、引き続き、発注者支援業務などについて外部委託を推進していく。

また、県が行う事務事業に経営感覚や民間の知恵を取り入れるとともに、ICTのさらなる活用や、業務の集約化等を積極的に推進していく。

具体策

- ・発注者支援業務（工事積算、監督業務等）の外部委託の活用
- ・上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）など、民間活力の導入推進
- ・基幹業務システム（予算・財務会計などの統合システム）の導入検討
- ・庶務業務の集約化と外部委託について検討

③施設管理経費の縮減

県有施設で共通する施設管理業務について、複数施設の包括発注などを検討し、委託費用の縮減を図る。

また、設備更新に当たっては、LED照明等の省エネ型の設備を導入するなど、管理費用の縮減を図る。

具体策

- ・ 電力調達、設備保守点検等の複数施設包括発注の検討
- ・ 太陽光発電設備、LEDの導入推進

【歳出抑制額：17百万円】

④予算削減率設定の継続と予算の質向上

予算編成に際し、継続的な経費については、事業の新陳代謝を促すとともに、予算の精選と歳出予算の膨張を抑制する取組を継続する。

また、政策の立案に当たっては、客観的なデータなども用いながら、政策効果やニーズが低下した事業は徹底して削減し、より政策効果の高い事業を選択するなど、予算の質向上を図る。

具体策

- ・ 平成30年度当初予算に対するシーリング▲5%
- ・ 政策効果の高い事業の選択

【歳出抑制額：63億円】

⑤資金調達の低コスト化

県債の借入に当たっては、多様な借入方法を採用することにより調達コストの低減と安定的な資金調達を行ってきたところであるが、引き続き、金利情勢を注視し、金利などの融資条件提案方式（プロポーザル方式）やフレックス枠（予め起債時期や償還年限を特定せず、金利動向や需要に応じて機動的に発行する枠）による資金調達を進めるほか、現在の低金利情勢を踏まえ、償還期間が20年以上の超長期年限債の発行も継続する。

併せて、我が県の財政状況や財政健全化の取組について、県債購入を検討している投資家などへ積極的な情報提供を行う。

具体策

- ・ 融資条件提案方式やフレックス枠の積極的な推進
- ・ 償還年限が20年以上の超長期年限債の発行
- ・ 投資家等への積極的なIR(インベスター・リレーションズ)活動の推進

⑥施設の長寿命化の推進と施設総量の適正化

我が県の公共施設などは、昭和40年代に建設された施設が順次耐用年数の満了を迎えるため、対策経費の増大が見込まれることに加えて、人口減少などにより、利用需要の変化も予想される。

施設の建設には多額の経費を要することから、施設管理について、「事後保全」から「予防保全」へシフトすることにより、ライフサイクルコストの低減と平準化を図るとともに、個別管理計画の策定作業を通じ、社会環境などの利用需要を的確に予測し、施設の統廃合や再配置を含めた適正規模を検討する。

また、対策経費については、県庁舎等整備基金をはじめとする基金に可能な限り財源を確保するほか、後年度の地方交付税措置が充実している公共施設等適正管理推進事業債（公共施設などの集約・複合化、転用及び長寿命化などの事業に充当できる県債）を積極的に活用していく。

具体策

- ・ 個別管理計画の策定を通じた施設管理経費の低減・平準化や、適切な利用需要予測による公共施設などの適正規模の検討
- ・ 公共施設等適正管理推進事業債の積極的な活用

2 復興の総仕上げと復興後を見据えた課題解決のための取組

(1) 復旧・復興事業や政策効果の高い施策への予算の重点化

震災以降、甚大な被害からの復旧・復興を県政の最優先課題とし、復旧・復興に関する経費については、国の特例的な制度や支援を最大限に活用しつつ独自財源も積極的に利用することにより必要額を優先的に予算措置してきた。県民一丸となって復旧・復興に取り組んできた結果、災害公営住宅建設やインフラ整備などのハード事業は、地域によって差が見られるものの、おおむね順調に進んでいる。

しかし、復興の進展に伴って様々な課題へのきめ細やかな対応が必要となっており、被災者の心のケアや地域のコミュニティの再生など、震災復興計画期間後においても、息の長い支援が必要な分野もある。

本戦略の計画期間は、震災復興計画の「発展期」に当たり、復興の総仕上げに向け、復旧・復興関連のハード事業などの完了に全力で取り組むとともに、今後の県勢発展に向けて復興後を見据えて取り組んでいかなければならない重要な期間である。このことから、限られた資源を重点化し、復旧・復興に必要な事業は優先的に予算化するとともに、地域経済の発展や少子高齢化などの課題解決に向けた政策効果の高い施策に予算を重点配分していく。

(2) 復旧・復興のための独自財源の活用

復旧・復興に向けた施策の加速化とともに、震災復興計画期間後の県勢発展に向けた取組を推進していくため、引き続き、東日本大震災復興基金や地域整備推進基金（復興事業分）などの独自財源を積極的に活用していく。なお、これら基金の財源には内外の多数の方々からいただいた多額の篤志が含まれていることから、計画的かつ効果的に活用していくとともに、その活用状況を随時明らかにしていくこととする。

(3) 国の特別な財政措置の継続

国は平成28年度から平成32年度までを「復興・創生期間」と位置付け、それまでの「集中復興期間」とは異なり、復旧・復興事業の一部に自治体負担が導入されたものの、国の手厚い支援は継続しており、財政状況の急激な悪化は避けられているところである。

今後も、震災復興計画の期限である平成32年度末に向けて復旧・復興に全力で取り組んでいくが、復興の進捗に伴い生じた新たな財政需要への対応や、被災者の心のケアや地域コミュニティ再生の支援など息の長い取組が必要な分野もあることを踏まえながら、国に対し、特別の財政措置の継続と、必要な財源の確保を求めていく。

3 効果額

上述した目標達成のための歳入・歳出両面の取組の結果として、現時点で把握できる額は3年間で296億円となる見込みである(表3)。

表3 歳入・歳出両面の取組結果

(単位:億円)

取組		H30年度	H31年度	H32年度	合計
取組前の収支		△ 252	△ 251	△ 144	△ 647
	歳入確保の取組	78	62	72	212
	安定した歳入基盤の確立	3	2	2	7
	県有資産の活用	4	2	2	8
	特例的な県債の活用	71	58	68	198
	歳出削減の取組	27	27	30	84
	復興のための人的資源の確保と人件費総額の適正管理	7	7	7	21
	施設管理経費の縮減	0	0	0	0
	予算削減率設定の継続と予算の質向上	20	20	23	63
	取組合計	105	89	102	296
	取組後の収支		△ 147	△ 162	△ 42

(注1) 四捨五入のため、積上げと合計等が一致しない箇所がある。

(注2) 「0」は効果額が1億円未満のもの。

IV. 中期的な財政見通し（平成30年度当初予算ベース）

（基本的な考え方）

「中期的な財政見通し（平成30年度当初予算ベース）」（以下、「30中期見通し」という。）は、本戦略に基づく歳入・歳出両面の取組による効果額を反映させた上で、平成30年度当初予算編成時点における、経済情勢や地方財政制度、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画【発展期】」における事業予定額などを前提とし、一定の仮定の下、当面の財政見通しを機械的に試算したもので、中期的な視点に立った財政運営を検討していくための参考とするものである。

（対象等）

対象は一般会計とし、震災復興事業に優先的に財源を配分する観点から、通常分と震災分とに区分して推計する。

対象期間は、計画期間と同様、平成30年度から平成32年度の3年間とする（平成30年度は、平成30年度当初予算案とする）。

（試算方法）

（1）前提条件

- ・経済成長率は、「中長期の経済財政に関する試算（平成30年1月23日内閣府）」における名目経済成長率（ベースラインケース）により設定している。
- ・地方一般財源（県税、地方交付税、臨時財政対策債など）は、震災対応分を除き、平成31年度以降は、平成30年度における地方一般財源総額と同額と仮定している。
- ・東日本大震災からの復興事業に対するものを含め、平成30年度の地方財政対策が平成31年度以降も同様の内容で継続することを前提としている。

(2) 推計方法

(歳入)

県税

- ・名目経済成長率を基礎とし、平成31年10月に予定されている消費増税を見込んで推計。

地方交付税

- ・普通交付税は、平成31年度以降の地方一般財源総額が平成30年度の地方一般財源総額と同額と仮定して推計。
- ・震災復興特別交付税は、東日本大震災からの復旧・復興事業に要する歳出の増減見込みを反映して推計。

国庫支出金

- ・国庫補助事業の歳出の増減見込みを反映して推計。

県債

- ・臨時財政対策債は、普通交付税と同様の方法で推計。
- ・臨時財政対策債以外は、現行制度（起債対象事業、充当率、財政措置など）を前提に、歳出の増減見込みを反映して推計。

その他の収入

- ・平成30年度当初予算案計上額をベースに歳出事業に係る財源としての収入の増減を反映させて推計。

(歳出)

義務的経費

- ・人件費は、職員数の増減を反映して推計。なお、退職手当は退職者見込みを積み上げて推計。
- ・扶助費は、対象者数の動向等に応じて、歳出の増減見込みを反映して推計。
- ・公債費は、既発債の元利償還額を積算するとともに、新発債は歳入の県債

発行額を基礎として推計。

投資的経費

- ・「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画【発展期】」における各年度の普通建設事業費及び災害復旧費の予定事業費を基に、歳出の増減見込みを反映して推計。

その他の経費

- ・主要な事業の予定事業費を基に、歳出の増減見込みを反映して推計。
- ・社会保障関係経費については、現時点で制度設計が判明しているものを反映して推計（現時点で地方負担の詳細が不明な幼児教育無償化等は反映していない）。

（試算結果）

30中期見通しでは、期間を通じて歳出に見合った歳入を確保することができず、財源不足が発生するため、県の貯金に相当する財政調整関係基金の取崩しによって収支を均衡させることを余儀なくされる見込みである。この結果、平成31年10月に予定されている消費増税を見込んでもなお、最終年次である平成32年度末の財政調整関係基金残高は約44億円となり、枯渇が目前に迫る見通しとなった。

さらに、消費増税分の幼児教育無償化などへの用途拡大や、国における地方の基金増加に着目した地方交付税削減の議論次第では、試算結果の大幅な見直しを余儀なくされ、財源不足額が増大し、財政調整関係基金が枯渇する恐れがある（表4）。

表4 30中期見通しにおける歳入・歳出などの推移

(単位：億円)

区 分	平成30年度			平成31年度			平成32年度		
		通常	震災		通常	震災		通常	震災
歳入 A	11,059	8,173	2,886	10,066	8,209	1,856	9,874	8,590	1,283
県税	2,916	2,911	5	2,996	2,991	5	3,226	3,221	5
地方交付税	2,014	1,319	695	1,762	1,268	494	1,597	1,236	361
普通交付税	1,280	1,280	0	1,229	1,229	0	1,197	1,197	0
特別交付税	734	39	695	533	39	494	400	39	361
国庫支出金	2,190	718	1,472	1,520	720	800	1,097	712	385
県債	884	846	39	817	784	33	770	742	28
うち臨時財政対策債	442	442	0	391	391	0	359	359	0
その他の収入	3,055	2,380	675	2,971	2,447	524	3,184	2,679	504
歳出 B	11,206	8,313	2,894	10,227	8,362	1,865	9,915	8,623	1,292
義務的経費	3,695	3,636	58	3,716	3,653	63	3,709	3,644	65
人件費	2,158	2,111	46	2,150	2,104	46	2,152	2,106	46
扶助費	412	410	3	417	415	2	432	430	2
公債費	1,125	1,115	10	1,149	1,134	15	1,125	1,108	17
投資的経費	3,059	917	2,142	2,186	918	1,268	1,609	904	705
普通建設事業費	1,982	882	1,100	1,674	883	791	1,374	869	505
災害復旧事業費	1,078	35	1,042	512	35	477	235	35	200
その他の経費	4,452	3,759	693	4,325	3,790	534	4,597	4,075	522
うち社会保障関係経費	1,297	1,297	0	1,357	1,357	0	1,371	1,371	0
収支 A-B=C	△147	△139	△8	△162	△153	△9	△42	△33	△9
(参考) 取組効果額	105	105	0	89	89	0	102	102	0
財政調整関係基金取崩し D	147	139	8	162	153	9	42	33	9
財源不足額 C+D	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財政調整関係基金年度末残高	247			85			44		
県債残高	15,504	15,169	335	15,258	14,903	354	14,983	14,617	365
臨時財政対策債残高	6,205	6,205	0	6,232	6,232	0	6,234	6,234	0
臨時財政対策債以外の残高	9,299	8,964	335	9,026	8,672	354	8,748	8,383	365
プライマリー・バランス	241			273			278		

(注) 四捨五入のため、積上げと合計等が一致しない箇所がある。

V. 新・みやぎ財政運営戦略の実施にあたって

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2015」においては、地方交付税などの地方一般財源総額は2018年度（平成30年度）まで実質的に同水準を維持するとされているが、2019年度（平成31年度）以降の地方一般財源総額の確保状況によっては、急激な財政状況の悪化を招きかねない。さらに、消費増税分の使途拡大や、国における地方交付税削減の議論など、県財政を取り巻く環境には不確定要素が多い。

このことから、本戦略に基づく取組を着実に実施することにより、健全な財政運営を堅持しつつ、復興の総仕上げに向けラストスパートをかけるとともに、今後の県勢発展のための確固たる基盤を構築し、県民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりを実現していく。

本戦略の実施状況については、毎年度、当初予算の編成と合わせて検証するとともに、各年度の当初予算をベースとして中期的な財政見通しを改めて作成し、公表することとする。

また、県財政は県政運営の裏付けであることから、財政状況や予算編成、執行状況等についての県民の理解や関係機関の協力が不可欠である。このため、これまで以上に積極的な情報発信に取り組んでいく必要がある。

具体的には、予算、決算及び財政状況のわかりやすい公表に加え、特に震災関連予算で財政規模が膨張し不用額や繰越額が多額に上っていることや、復興関連基金の活用状況などについて、適時に丁寧な説明に努めていく。